

○南相馬市老人福祉センター設置条例施行規則

平成19年9月28日

規則第23号

南相馬市老人福祉センター設置条例施行規則（平成18年南相馬市規則第70号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、南相馬市老人福祉センター設置条例（平成18年南相馬市条例第117号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用手続）

第2条 条例第6条第1項の規定により、南相馬市老人福祉センター（以下「老人福祉センター」という。）の利用許可を受けようとする者は、南相馬市健康福祉センター利用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、入浴及びトレーニング室に限り利用する者は、口頭により申請することができる。

2 前項の規定による利用許可の申請は、利用しようとする日の3月前から受け付けるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合で、老人福祉センターの管理運営上支障がないと指定管理者が認めたときは、前項に定める期間の前においても利用の申請をすることができる。

（1）市又は指定管理者が、主催又は共催する事業で利用するとき。

（2）その他指定管理者が特に認めるとき。

（利用許可等）

第3条 指定管理者は、老人福祉センターの利用を許可したときは、当該許可をした者に対し、南相馬市健康福祉センター利用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

2 指定管理者は、前条第1項ただし書の規定により口頭で申請があった場合は、利用料金を納入した際に南相馬市健康福祉センター利用券（様式第3号）を交付するものとする。

（利用許可の順序）

第4条 老人福祉センターの利用許可は、申請書が受理された順序によるものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（利用の取消し又は変更の手続）

第5条 老人福祉センターの利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、その利用を取り消し、又は変更しようとするときは、遅滞なく南相馬市健康福祉センター利用（取消・許可）申請書（様式第4号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、利用の取消し又は変更の申込みは、原則として利用しようとする日の1月前までにしなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請を承認したときは、南相馬市健康福祉センター利用（取消・変更）承認書（様式第5号）を交付するものとする。

(利用料金の納入)

第 6 条 条例第 2 1 条の利用料金は、利用許可を受けると同時に納入しなければならない。

利用許可を受けた後に利用の内容を変更し、利用料金を追加納入する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者がやむを得ない理由があると認めたときは、後納とすることができる。

(利用料金の減免及びその手続)

第 7 条 条例第 2 3 条の規定による利用料金の減額又は免除 (第 1 号から第 4 号までにおいて入浴料を除く。) は、次に掲げるところによる。

(1) 市の機関がその事業に利用するとき 全額

(2) 社会福祉団体がその設置目的を達成するために利用するとき 全額

(3) 市内の公共的団体が公益的事業に利用するとき 全額

(4) 市内の老人クラブがその活動に利用するとき 全額

(5) その他指定管理者が特に必要と認めるとき 指定管理者が市長と協議の上定める額

- 2 前項の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、第 2 条第 1 項の申請書を提出する際に、併せて南相馬市健康福祉センター利用料金減免申請書 (様式第 6 号) を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の返還)

第 8 条 条例第 2 4 条ただし書の規定により利用料金の全部又は一部の返還を受けようとする者は、南相馬市健康福祉センター利用料金返還申請書 (様式第 7 号) を指定管理者に提出しなければならない。

(滅失等の届出)

第 9 条 利用者は、老人福祉センターの施設又は設備器具 (次条において「施設等」という。) を滅失し、又はき損したときは、直ちにその旨を市長及び指定管理者に届け出て、指示を受けなければならない。

(利用時間及び利用後の整理)

第 10 条 老人福祉センターの利用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとし、利用者は、老人福祉センターの利用を終了したときは、速やかに清掃を行い、施設等を原状に回復しなければならない。

(指定管理者の立入り)

第 11 条 利用者は、指定管理者が管理上の必要により入室を要求したときは、これを拒むことができない。

(公募に明示する事項)

第 12 条 市長は、条例第 1 2 条の規定により指定管理者の公募を行う場合は、次に掲げる事項をあらかじめ明示するものとする。

(1) 老人福祉センターの概要

(2) 指定管理者が行う管理の基準

(3) 指定管理者が行う業務の範囲及び具体的内容

(4) 指定の期間

- (5) 利用料金に関する事項
- (6) 市が支払うべき管理の費用（以下「指定管理料」という。）に関する事項
- (7) 申請者の資格要件
- (8) 申請方法及び選定の基準
- (9) その他市長が必要と認める事項
（指定申請書の提出等）

第 13 条 条例第 14 条第 1 項の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、指定管理者指定申請書（様式第 8 号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 管理業務に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- (4) 団体の経営状況等を説明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類
（選定結果の通知）

第 14 条 市長は、条例第 14 条第 2 項の規定により、指定管理者の候補者を選定したときは、速やかに選定結果を申請団体に通知しなければならない。

（協定書に定める事項）

第 15 条 条例第 17 条の規定により協定で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定の期間に関する事項
- (2) 老人福祉センターの管理に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 指定管理料に関する事項
- (5) 事業報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理の業務に関し知り得た個人情報の取扱いに関する事項
- (8) 管理の業務に関し保有する情報の公開に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
（市長による管理）

第 16 条 第 2 条から第 9 条まで及び第 11 条並びに様式第 1 号から様式第 7 号まで（様式第 3 号を除く。）の規定は、指定管理者に代わって、市長が老人福祉センターの管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第 2 条第 3 項第 1 号を除く第 2 条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第 3 項第 1 号中「市又は指定管理者」とあるのは「市」と、第 3 条から第 6 条まで中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第 7 条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「指定管理者が市長と協議の上定める額」とあるのは「市長が定める額」と、「南相馬市健康福祉センター利用料金減免申請書」とあるのは「南相馬市健康福祉センター使用料減免申請書」と、第 8 条中「南相馬市健康福祉センター利用料金返還申請書」と

あるのは「南相馬市健康福祉センター使用料返還申請書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第9条中「市長及び指定管理者」とあるのは「市長」と、第11条中「指定管理者」とあるのは「職員」と、様式第6号中「南相馬市健康福祉センター利用料金減免申請書」とあるのは「南相馬市健康福祉センター使用料減免申請書」と、様式第7号中「南相馬市健康福祉センター利用料金返還申請書」とあるのは「南相馬市健康福祉センター使用料返還申請書」と読み替えるものとする。

（その他）

第17条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 指定管理者の指定のために必要な行為は、この規則の施行前においても、改正後の南相馬市老人福祉センター設置条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の例により行うことができる。
- 3 この規則の施行前に改正前の南相馬市老人福祉センター設置条例施行規則の規定によりなされた申請、処分その他の行為でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、改正後の規則の相当規定によりなされた申請、処分その他の行為とみなす。

附 則（平成20年規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月18日規則第36号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月25日規則第37号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

南相馬市健康福祉センター利用許可申請書											
申請番号第 号											
年 月 日											
(指定管理者)											
申請者 住 所											
団体名											
代表者名											
電話番号											
次のとおり利用したいので申請します。											
利用目的					利 用 人 員		人				
					内 訳	60歳以上	市 内	男	人	女	人
							市 外	男	人	女	人
						中学生以上 60歳未満	市 内	男	人	女	人
							市 外	男	人	女	人
						小学生以下	市 内	男	人	女	人
市 外	男	人	女	人							
利用日時	年 月 日 () □午前 □午後 ・ から ・ まで										
入浴料	□市内	円	利用施設	□第1和室	□60歳以上	円	□その他の者	円			
	□市外			□第2和室	□60歳以上	円	□その他の者	円			
	□60歳以上			□教養室	□60歳以上	円	□その他の者	円			
	□中学生以上 60歳未満			□集会室	□60歳以上	円	□その他の者	円			
	□小学生以下			□多目的ホール (片面)	□60歳以上	円	□その他の者	円			
				□多目的ホール (全面)	□60歳以上	円	□その他の者	円			
				□トレーニング室	□60歳以上	円	□その他の者	円			
申請のとおり決定してよろしいか伺います。											
利 用 料 金 合 計		円									
そ の 他 参 考 事 項											
			受付者	決 定 区 分	1 許可						
					2 不許可						
				許 可 年 月 日	年 月 日						

- 1 利用日時・利用施設の□にレ印を付けてください。
- 2 太枠内は記入しないでください。

様式第2号（第3条関係）

南相馬市健康福祉センター利用許可書										許可番号第	号	
										年	月	日
申請者										様		
										(指定管理者)		印
次のとおり許可します。												
利用目的					内 訳	利 用 人 員			人			
						60歳以上	市 内	男	人	女	人	
							市 外	男	人	女	人	
						中学生以上 60歳未満	市 内	男	人	女	人	
							市 外	男	人	女	人	
						小学生以下	市 内	男	人	女	人	
市 外	男	人	女	人								
利用日時	年 月 日 ()				☐ 午前 ☐ 午後		・ から ・		まで			
入浴料	☐ 市内	円	利用 施設	☐ 第1和室	☐ 60歳以上	円	☐ その他の者	円				
	☐ 市外			☐ 第2和室	☐ 60歳以上	円	☐ その他の者	円				
	☐ 60歳以上 ☐ 中学生以上 60歳未満 ☐ 小学生以下			☐ 教養室	☐ 60歳以上	円	☐ その他の者	円				
				☐ 集会室	☐ 60歳以上	円	☐ その他の者	円				
				☐ 多目的ホール (片面)	☐ 60歳以上	円	☐ その他の者	円				
				☐ 多目的ホール (全面)	☐ 60歳以上	円	☐ その他の者	円				
				☐ トレーニング 室	☐ 60歳以上	円	☐ その他の者	円				
利用料金	①利用料金小計		減免率	②減免額		合計(=①-②)						
	円			円		円						
そ の 他 参 考 事 項												

※ 許可条件

- 1 許可を受けた目的以外に利用しないこと。
- 2 利用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- 3 利用の許可を得ない施設及び物件を利用しないこと。
- 4 施設及びその附属物を損傷しないこと。
- 5 所定の場所以外で喫煙、飲食等又は火気を使用しないこと。
- 6 その他施設管理者の指示があった事項を守ること。
- 7 施設利用後は使用した設備や備品を利用前の状態に戻し、清掃をすること。
- 8 利用日時に変更が生じたときは、利用開始1月前までに利用変更申請をすること。

様式第 3 号（第 3 条関係）

NO. _____ 南相馬市健康福祉センター 利用券控 _____ 円	NO. _____ 南相馬市健康福祉センター 利用券控 _____ 円 上記の金額領収しました 南相馬市健康福祉センター
---	--

様式第4号（第5条関係）

申請番号第 号				
南相馬市健康福祉センター 利用（取消・変更）申請書				
年 月 日				
(指定管理者)				
申請者 住 所				
団体名				
代表者名				
電話番号				
年 月 日付け許可番号第 号で許可のあった内容を次のとおり(取消・変更)したいので申請します。				
変 更 の 内 容	変更前		変更後	
取 消 ・ 変 更 の 理 由				
申請のとおり決定してよろしいか伺います。				
利 用 料 金	①利用料金小計 円	減免率	②減免額 円	合計(=①-②) 円
そ の 他 参 考 事 項				
		受 付 者	決 定 区 分	1 承認
				2 不承認
			承認 年 月 日	年 月 日

- 1 南相馬市健康福祉センター利用許可書を添付してください。
- 2 太枠内は記入しないでください。

様式第5号（第5条関係）

許可番号第 号				
南相馬市健康福祉センター 利用（取消・変更）承認書 年 月 日 申請者 様 （指定管理者） 印 次のとおり承認します。				
変 更 の 内 容	変更前		変更後	
取 消 ・ 変 更 の 理 由				
利 用 料 金	①利用料金小計 円	減免率	②減免額 円	合計(=①-②) 円
そ の 他 参 考 事 項				

※ 承認条件

- 1 許可を受けた目的以外に利用しないこと。
- 2 利用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- 3 利用の許可を得ない施設及び物件を利用しないこと。
- 4 施設及びその附属物を損傷しないこと。
- 5 所定の場所以外で喫煙、飲食等又は火気を使用しないこと。
- 6 その他施設管理者の指示があった事項を守ること。
- 7 施設利用後は使用した設備や備品を利用前の状態に戻し、清掃をすること。

様式第6号（第7条関係）

南相馬市健康福祉センター利用料金減免申請書										第	号	
										年	月	日
(指定管理者)												
申請者 住 所												
団体名												
代表者名												
電話番号												
次のとおり利用料金の減免を申請します。												
利 用 目 的							利 用 人 員			人		
利 用 日 時			年 月 日 () □午前 □午後 ・ から ・ まで									
入浴料	□市内	円	利 用 施 設	□第1和室	□60歳以上	円	□その他の者	円				
	□市外			□第2和室	□60歳以上	円	□その他の者	円				
	□60歳以上 □中学生以上 60歳未満 □小学生以下			□教養室	□60歳以上	円	□その他の者	円				
				□集会室	□60歳以上	円	□その他の者	円				
				□多目的ホール (片面)	□60歳以上	円	□その他の者	円				
				□多目的ホール (全面)	□60歳以上	円	□その他の者	円				
				□トレーニング室	□60歳以上	円	□その他の者	円				
利 用 料 金 の 減 免 理 由												
申請のとおりに決定してよろしいか伺います。												
利 用 料 金	①利用料金小計		減免の根拠		減免率		②減免額		減免後の利用料金 (=①-②)			
	円						円		円			
そ の 他 参 考 事 項												
			受 付 者	決 定 区 分		1 許可						
						2 不許可						
				許 可 年 月 日		年 月 日						

- 1 利用施設の□にレ印を付けてください。
2 太枠内は記入しないでください。

様式第7号（第8条関係）

申請番号第 号									
南相馬市健康福祉センター利用料金返還申請書									
年 月 日									
(指定管理者)									
申請者 住 所									
団体名									
代表者名 印									
電話番号									
先に納付した利用料金の返還を、次のとおり申請します。									
利 用 目 的						利 用 人 員		人	
利 用 日 時		年 月 日 () □午前 □午後 ・ から ・ まで							
入浴料	□市内	利用施設	□第1和室	□60歳以上	円	□その他の者	円		
	□市外		□第2和室	□60歳以上	円	□その他の者	円		
	□60歳以上 □中学生以上 60歳未満 □小学生以下		□教養室	□60歳以上	円	□その他の者	円		
			□集会室	□60歳以上	円	□その他の者	円		
			□多目的ホール (片面)	□60歳以上	円	□その他の者	円		
			□多目的ホール (全面)	□60歳以上	円	□その他の者	円		
			□トレーニング室	□60歳以上	円	□その他の者	円		
許 可 番 号				許 可 年 月 日	年 月 日				
既納の利用料金	円			利用料金納付年月日	年 月 日				
利用料金の返還を申請する理由									
申請のとおり決定してよろしいか伺います。									
利 用 料 金	①利用料金	返還の根拠	返還率	②返還額	返還後の利用料金 (=①-②)				
	円			円	円				
そ の 他 参 考 事 項									
			受 付 者	決 定 年 月 日		年 月 日			

- 1 利用日時・利用施設の□にレ印を付けてください。
- 2 太枠内は記入しないでください。

様式第8号（第13条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

南相馬市長

所在地

団体名

代表者氏名



南相馬市老人福祉センター設置条例第14条第1項の規定に基づき、南相馬市老人福祉センターの指定管理者の指定を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 管理に関する業務の事業計画書
- 2 管理に関する業務の収支予算書
- 3 定款の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、会則等)
- 4 前事業年度の損益計算書及び貸借対照表
- 5 市税の完納証明書